

(記注外欄)

131 明治14年12月26日 菊池長閑宛

明治十四年十二月廿六日

今日東京大学より呼出され左の通り申渡されたり

司法省雇——

東京大学雇兼勤申付候事但手当一ヶ年金四百八十円給与候事

東京大学雇——

法学部講師可相勤事

実ハ先達内相談極り一週に六時間の講義を頼まれ其下調にて今月初より甚た忙敷候ハん御無沙汰に成たれハ不悪思召被下たし「鉄道の義ハ今般大矢氏より委敷御直聞可被成と存し別段不申上」波の本陣を盛岡に据るハ何そ本宿の手前のみを掛念しての事ならず先達も申上たる通り東京広しと雖古手となると女の

行先思はしきもの無之御考の通り月給一通りの官員ハ後年安心ならず実意の町人ハ至極よけれ共そふ云口のある事ハ覚束なし盛岡迄も同様にハ可有之けれど其地に居れハ御祖母様并御両親の介抱も出来ニにハおくのゝ力になる事多かるべく又私ハ今東京に居るものゝ明日にも役目に依てハ遠方に参らねハ成ぬかも通れす其時ハ妻丈ハ何とかして同道致度ものと思ひ共妹迄も張歩行行く丈の資力も未だ無之故波をは人の家に預るか但しハ盛岡に下さねハ成ぬ次第此等の訳故先本陣を盛岡と極置ハ万一年波の失望もなく落着もよく家の為にも都合宜やに考たれハ兄妹相談の結果を申上たるなれとも御覽慮次第何れにも致し可申「婚礼入費の償方の為金貸も御登セ被下又跡からも幾位か御登セ被下るゝとの事実に難有仕合に候私も精々心掛居たれとも只今迄ハ辻も償の見込立兼苦心罷在候所此度又少々宛とれる事となりたれハ積置て償方に充へくと思ひ候然し夫ハ来年の秋よりならてハ叶間敷何故なれハ來度下る時ハ新当主か花嫁を連る事故旅支度やら土産物代やら往返の旅費やらにて二百円近ハ掛り可申何れから此入費を払ふ次第より貰金を溜置てセねハ外に道なしと考れハなり晚かれ自分にて償ふハ正当の儀トハ存すれとも夫共公債証書を買ぬ訳ニも參らねハ仰に従ひ御登セ金にて償立可申候」系図の儀ハ先方に為知置たり「不相替貧乏なれハ御歳暮も差上兼候間不悪思召被下度候」横田も登るとの事至極よし「本宿ハ少佐に成たる由」金吾敬五郎ハ不相替遊に来るするめの御礼ハ申上たと覺居候私よりハ元兆殿エ何時も御無沙汰なれハ御序の節私よりも宜くと御伝語被下度候」通文氏

の帰国来春に成かの噂」小五郎も本郷龍岡町（旧加賀屋敷の向
辺）エ転居致したり」帰朝の道中記忙しさに紛れ反訳を怠り何
たか今てハ図かこけた様にて手に付ぬとも段々に書続御覽に入
度と存居候」寒氣御厭にて御越年被成様奉願候

父君

武夫

澤田父子エもよろしく

（欄外注記）

「先達て（司法省中）第八局とて法律規則の増補やら改正を司る局を
も兼勤しろと申付られたり序に為御知申候總て三ヶ所兼勤となる」